

四郷パトロール

発行 四郷交番
TEL 059-322-5850
四日市南警察署
TEL 059-355-0110

笹川ふれあい春まつり &スポーツフェスタ警戒実施



笹川東公園、笹川小学校において
笹川ふれあい春まつり&スポーツ
フェスタが開催されました！
四日市南警察署からはパトカーや
白バイの展示に加え、制服着用体験
を行い、たくさんの方に楽しんでい
ただきました！



自治会総会 に参加しました。



4月に開催された四郷地区
連合自治会総会、笹川連合自
治会総会、高花平連合自治会
総会にそれぞれ四郷交番員が
出席しました。

地域の方々と交通事故の発
生状況や地域情勢について意
見交換を行うなど、より良い
街づくりについて話し合うこ
とができました。

通学路警戒パトロール

4月8日、笹川小学校の開校
に伴い、通学路警戒パトロール
を行いました。
今後も地域の皆さんと共に地
域の安全・安心に向けた活動を
行います！



管内交通事故発生状況 (4月中)

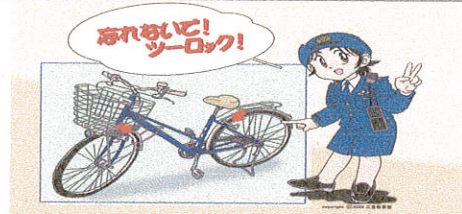
人身事故	2件
物損事故	49件

雨の多い季節になります。
自転車の傘差し運転は絶対にやめましょう！



管内犯罪発生状況 (4月中)

自動車盗	1件
自転車盗	1件
器物損壊等	1件



違法薬物・危険ドラッグ ダメ!!!ゼツタイ!!!

ちょっとした好奇心や軽い気持ちで手を出すと
取り返しのつかないことになります。
絶対に関わらないでください!!!



指定薬物の輸入、製造、販売、授与、販売若しくは授与目的での貯蔵または陳列、所持、使用、購入、譲り受けは禁止です。

〔罰則〕 3年以下の懲役か300万円以下の罰金、又はそのどちらも科せられます。

～ 入管法の改正について～

在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設

特定技能1号 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向け。最長5年の滞在が許可されていますが家族の帯同はできません。

特定技能2号 1号に該当する分野の熟練した技能を要する業務に従事する外国人向け。家族の帯同が許可され、更新が必要であるが滞在期間の上限は設定されていません。

特定技能と限定される業種

漁業、飲食品製造業、外食産業、介護職、農業、宿泊業、ビルのクリーニング、
素形材産業、産業機械製造、航空業、電気や電子機器関連産業、自動車整備業